

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税）	
要望項目名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた優良な民間都市再生事業計画(以下「認定事業」という。)に係る以下の特例措置を講じる。</p> <p>○土地及び建物に係る不動産取得税の控除、固定資産税・都市計画税の軽減（5年間） ○本特例措置の適用期限：令和8年3月31日</p> <p>・特例措置の内容</p> <p style="margin-left: 20px;"><不動産取得税></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税標準について、都道府県の条例で定める割合（ ）を控除（土地・建物） 1/2を参酌して2/5～3/5の範囲内 （適用要件） ・令和8年3月31日までに取得すること <p style="margin-left: 20px;"><固定資産税・都市計画税></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税標準について、都道府県の条例で定める割合（ ）に5年間軽減（家屋等） 1/2を参酌して2/5～3/5の範囲内 （適用要件） 令和8年3月31日までに取得すること 地上階数10以上又は延べ面積75,000㎡以上の耐火建築物を整備する事業のうち、以下の部分 1）都市再生特別措置法第2条第2項に規定する公共施設（道路、公園、広場、下水道、緑地等） 2）都市利便施設 （緑化施設、通路（道路等の交通施設又は公園等の公共空地に連絡するものであること等について国土交通大臣の認定を受けたもの）） <p>【要望の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税・都市計画税の特例の対象施設に、高質なマネジメントを行うなど一定の要件を満たす公益的施設を追加する。 ・以上の拡充を行った上で、現行の特例措置の適用期限を3年間（令和11年3月31日まで）延長する。 	
関係条文	<p>不動産取得税：地方税法附則第11条第7項 地方税法施行令附則第7条第11項 地方税法施行規則附則第3条の2の14</p> <p>固定資産税・都市計画税：地方税法附則第15条第14項 地方税法施行令附則第11条第18項、第19項 地方税法施行規則附則第6条第38項、第39項</p>	
減収見込額	<p>[初年度] (3,644) [平年度] 402 (4,243) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>	
要望理由	(1) 政策目的 成長著しいアジア諸国との都市間競争が激化し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、人	

口減少が本格化する我が国が今後も持続的な成長を遂げるため、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジネス環境・生活環境、大規模災害に対応するための環境等を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報等呼び込み、都市の魅力の向上とその国際競争力の更なる強化を図る。

また、地域に人や投資を呼び込む域内の磁力と域外から稼ぐ力の強化、及びそれを支える都市の魅力の向上・国際競争力の更なる強化に向けて、厳しい事業環境下でも、官民が協働して地域課題の解決にも資する都市再生を促進し、我が国全体の持続可能性を高めていく。

(2) 施策の必要性

今後、人口減少が本格化する我が国が持続的な成長を遂げるためには、国内外からヒト・モノ・カネ・情報等呼び込む力といった、国際競争力の強化により、高度な専門人材やグローバル企業、国内外からの投資や情報を呼び込むことが必要不可欠である。

そして、都市は、人々や企業の日々の活動が行われる基盤・空間であり、我が国の活力の源泉である。国際競争力を強化し、国内外からヒト・モノ・カネ・情報等呼び込むためには、こうした都市における機能の高度化や居住環境の向上に取り組むことが必要不可欠である。

我が国では、大都市の国際競争力強化の観点から、平成23年に都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設、令和7年8月時点で15地域を政令で指定し、当該地域において民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向け、都市再生を迅速かつ効果的に実施することで国際競争力の更なる強化を図っているところである。

他方で近年は、上海やシンガポール、ソウルなどのアジアの成長都市との都市間競争の激化により、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下し、例えば外資系企業のアジアのヘッドクォーターの多くは他のアジア諸都市に所在しているほか、対内直接投資も中国やシンガポールに大きく後れを取り、成長する世界各国のイノベーション力や資金を我が国の成長に十分に活用できていない状況となっている。

こうした社会経済情勢の下、都市の国際競争力強化の取組を続けなければ、国内外からヒト・モノ・カネ・情報等呼び込むことができず、経済規模の縮小、イノベーション力の低下、雇用・税収の減少など、様々な悪影響が生じてしまう。

また、大都市の国際競争力強化は、地方都市の成長にも波及しており、都市の国際競争力強化の取組を続けなければ、地方都市の成長の停滞にもつながり、ひいては、我が国全体の持続的な成長の大きな阻害要因となるおそれがある。

こうしたことから、我が国の活力の源泉である都市において、官の力だけでなく民の活力を活用しながら、国際競争力強化に資する居住環境、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能を高めるとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させる都市再生の取組の重要性は増しているところである。

直近では、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)において、

- ・人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中であっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、『新しい資本主義』の実現にほかならない
- ・都市と地方の間で、また地域の内外で、関係人口を中心とした人・モノ・技術の交流・結合、分野を越えた連携・協働の流れを創ることで、都市と地方は二項対立的な構造を越え、共生関係となり、その結び付きにより我が国全体の持続可能性を高めることができる
- ・都市機能の更なる集積と稼ぐ力の創出に向け、官民が協働して公共的価値も生み出す都市再生・国際競争力の強化(略)を促進する
- ・経済の主役は企業・個人の活力であり、新たな行動を実行に移す企業・個人を、政府が様々な政策ツールにより積極的に後押しをすることで経済成長を実現していくことが望ましい姿

とされているほか、「地方創生2.0基本構想」(令和7年6月13日閣議決定)において、

- ・都市と地方は二項対立的な構造ではなく、むしろ相互に補完し合い、結び付くことで全体の持続可能性を高めることができる。
- ・地域に人や投資を呼び込む域内の磁力と域外から稼ぐ力を強化し、誇りや愛着を持てる個性ある持続可能な地方の都市再生を推進するため、まちの顔にふさわしい民間都市開発プロジェクトの促進(略)を図るための制度改正や支援策の充実により、中心市街地を含め、地域の核となるまちを育てていく。

とされたところであり、民間のノウハウ・資金を活用して国民生活の向上や我が国経済の活性化、国際競争力の強化等を図る都市再生の取組は、これらの政府方針とも合致し、引き続き、国の重要政策として進めて行くべき取組である。

	<p>こうしたことから、民間の資金、ノウハウ等を活用しながら、国際競争力の更なる強化や地域課題の解決にも資する都市再生を促進することが引き続き重要であるため、認定事業者を対象とした税制上の特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、引き続き優良な民間都市開発事業を促進すべく、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。</p> <p>また、都市機能の高度化や居住環境の向上のためには公益的施設が存在が必要不可欠であり、これまで、民間都市開発事業の際に公益的施設が民の力によって整備され、国民生活の向上や我が国経済の活性化にも大きく貢献してきたところである。</p> <p>こうした公益的施設については、骨太方針はもとより、特に「地方創生 2.0 基本構想」にも掲げられた、誇りや愛着を持てる個性有る持続可能な地方の都市再生を進める上でも必要不可欠であり、「地方創生 2.0」の実現の上でも重要性が増してきている一方で、収益を生み出しにくい施設であることから、建築費高騰など事業環境が悪化している現状において、民間都市開発事業者による事業見直しに当たって、公益的施設の代わりに、公益性が低いものの収益を生み出しやすい施設が整備され、結果として、都市機能の高度化や居住環境の向上、国民生活の向上や我が国経済の活性化に負の影響が生じるおそれがある。このため、高質なマネジメントを行うなど一定の要件を満たす公益的施設について、本特例措置の対象施設に追加することで、その整備を強力に推進し、国の重要政策である都市再生を強力に進めていく必要がある。</p> <p>なお、認定事業は、令和 7 年 8 月末現在 171 計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。また、近年は地方都市にも広がりを見せ、全国的な展開となっているところである。</p>
<p>本要望に 対応する 縮減案</p>	

今回の要望 税負担軽減措置等 に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
		政策の達成目標	都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 令和12年度までの目標値：7兆円～10兆円 （中間目標値：5.7兆円～8.2兆円 令和10年度まで） 都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 令和12年度までの目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%（平成30年度）） （中間目標値：15.2%～17.6% 令和10年度まで） 都市再生緊急整備地域において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積 ・令和7年度～令和11年度（2025～2029年度） 令和11年度までの目標値：80ha 5年間の合計値 （中間目標値：64ha 令和7年度～令和10年度までの合計値）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和8年4月1日～令和11年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	令和10年度までの建設投資累計額：5.7兆円～8.2兆円 令和10年度までの区域面積割合：15.2%～17.6% 令和10年度までの公共施設の用に供される土地の面積：64ha
		政策目標の達成状況	都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 令和2年度～令和6年度の建設投資額：約6.0兆円 令和2年度～令和6年度の間目標値：3.5兆円～5兆円 都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 令和6年度までの区域面積割合：11.7% 令和6年度までの中間目標値：12.0%～12.5% （初期値9.1%（平成30年度）） 都市再生緊急整備地域において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積 今般、新たに目標を設定 （実績） 令和2年度～令和6年度に着工した都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積：80ha ・本特例措置の適用期間及び延長要望期間においては、政策目標及び中間政策目標の達成に向けて、目標 に関しては中間目標値まで届かなかったが、目標 のうち令和2

		<p>年度から令和6年度の間には本特例措置により直接引き起こされる認定事業の区域面積割合は、同期間に都市開発事業が行われた区域面積のうち44%を占めており、本特例措置が目標達成に与える影響は大きいと考えられる。また、目標に関しては概ね順調に進捗しているところだが、建設工事費の上昇等の影響を受けて、都市開発事業の見通しは未だ不透明である。したがって、目標達成に向け、引き続き本特例の措置が必要である。</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>(適用件数) 令和8年度: 不動産取得税6計画(うち建物5計画)、固定資産税21計画、都市計画税20計画 令和9年度: 不動産取得税6計画(うち建物5計画)、固定資産税19計画、都市計画税18計画 令和10年度: 不動産取得税6計画(うち建物5計画)、固定資産税19計画、都市計画税17計画</p> <p>(適用事業者の範囲) 国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業を施行する者</p>
	<p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な都市開発事業が促進され、具体的な効果として、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。)における都市開発事業の令和2年度から令和10年度までの建設投資累計額は約9.5兆円が見込まれ、令和10年度までの中間目標値(5.7~8.2兆円)を達成する見込みである。なお、本特例措置により直接引き起こされる認定事業の建設投資額は、上記の建設投資累計額のうち、約49%(約4.7兆円)を占めている。</p> <p>また、本特例措置により認定事業のみならず、都市再生緊急整備地域内において民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることで、都市再生緊急整備地域内において都市開発事業が行われた区域面積割合は、令和10年度には、14.5%となる見込みである。これは、令和10年度までの中間目標値(15.2%~17.6%)に僅かに届かない見込みであるが、令和2年度から令和10年度の間には本特例措置により直接引き起こされる認定事業の区域面積割合は、同期間に都市開発事業が行われる区域面積のうち約38%を占めており、本特例措置が目標達成に与える影響は大きいと考えられる。</p> <p>加えて、都市再生緊急整備地域において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積は令和7年度から令和10年度までで約66haが見込まれ、令和10年度までの中間目標値(64ha)を達成する見込みである。なお、本特例措置により直接引き起こされる認定事業の当該面積は、上記のうち約25%(約16.1ha)を占めている。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置 (所得税、法人税、登録免許税)</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>民間都市開発プロジェクトに対する金融支援 【令和8年度予算概算要求額(政府保証債及び政府保証借入): 70,000百万円】</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するもの。 一方、本特例措置は、民間都市開発事業に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割</p>

			<p>分担は明確である。</p>
		<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>本特例措置は、民間投資を誘発し、地域課題の解決にも資する優良な都市再生事業を推進することを目的としている。例えば、本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における認定事業（171 計画）により、約 77ha の緑地や広場等の公共施設等が民間によって整備され、国民生活の向上や我が国経済の活性化にも寄与してきているところ。</p> <p>優良な民間都市再生事業を実施するためには、多額の投資と長い事業期間を要することから大きなリスクを有するとともに、収益を生まない公共施設等の整備や投資効率を下げる環境性能の向上に係る設備投資を行わなければならない、市場原理に基づき投資判断を行う民間事業者に委ねるのみでは高質で優良な事業が実施されなくなる可能性がある。</p> <p>民間事業者にとって、優良な都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、要件を満たすことにより確実に支援を受けることができる税負担軽減措置の支援措置の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、本特例措置を措置することは妥当である。</p> <p>また、認定事業は、令和 7 年 8 月末現在で 171 計画が認定されており、認定事業の実施による成果が着実に積み上がってきており、全国的な広がりも見せているところ、政策目標の達成のために、引き続き本特例措置を講じる必要がある。</p>

<p>これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(適用件数(不動産取得税))</p> <p>令和2年度:土地0計画(0件)・建物5計画(11件) 令和3年度:土地1計画(1件)・建物12計画(16件) 令和4年度:土地3計画(5件)・建物8計画(10件) 令和5年度:土地3計画(5件)・建物9計画(12件) 令和6年度:土地5計画(6件)・建物6計画(12件)</p> <p>(減収額(不動産取得税))</p> <p>令和2年度:土地0百万円・建物2,568百万円 令和3年度:土地44百万円・建物6,128百万円 令和4年度:土地143百万円・建物3,470百万円 令和5年度:土地97百万円・建物4,148百万円 令和6年度:土地273百万円・建物3,209百万円</p> <p>(適用件数(固定資産税・都市計画税))</p> <p>令和2年度:固定資産税23計画(39件)、都市計画税19計画(30件) 令和3年度:固定資産税25計画(41件)、都市計画税22計画(33件) 令和4年度:固定資産税30計画(49件)、都市計画税28計画(43件) 令和5年度:固定資産税27計画(42件)、都市計画税27計画(39件) 令和6年度:固定資産税28計画(39件)、都市計画税25計画(32件)</p> <p>(減収額(固定資産税・都市計画税))</p> <p>令和2年度:固定資産税515百万円、都市計画税100百万円 令和3年度:固定資産税584百万円、都市計画税99百万円 令和4年度:固定資産税636百万円、都市計画税111百万円 令和5年度:固定資産税1,356百万円、都市計画税267百万円 令和6年度:固定資産税1,276百万円、都市計画税257百万円</p> <p>出典:国土交通省「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」(令和7年5月末時点)</p>
-------------------------------------	----------------------	--

<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>(不動産取得税) 適用総額の種類：課税標準（不動産の価格） 適用実績（千円）：令和3年度：89,370,371 令和4年度：108,344,963 令和5年度：107,753,221</p> <p>(固定資産税) 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） 適用実績（千円）：令和3年度：5,752,825 令和4年度：5,396,559 令和5年度：7,154,548</p> <p>(都市計画税) 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） 適用実績（千円）：令和3年度：1,819,399 令和4年度：1,906,534 令和5年度：2,112,866</p> <p>上記は都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の適用状況</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>認定事業は令和7年8月末現在171計画が認定されており、本特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、民間投資が誘発され、政策目標達成に向けた民間都市再生事業の促進が着実に図られている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年時点（2025年時点） 目標値：80%以上 （地価上昇率は2020年を基準値として計測） <p>都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 目標値：7兆円～10兆円 （中間目標値：3.5兆円～5兆円 令和6年度まで） <p>都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1% 平成30年度） （中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで）
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合 令和6年12月末時点で上回っている割合：65.4% 前回要望時の目標値：80%以上 <目標に達していない理由> 認定事業が実施された時期が令和2年度（基準年）より古く、都市再生緊急整備地域の地価は上昇しているものの、市区町村全体の地価上昇率よりも低い場合等が</p>

		<p>あるため。 本指標は本特例措置の効果の適切な把握が困難だと考えられることから、確実に検証が可能な政策目標を再設定することとしたい。</p> <p>都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建築投資累計額 令和2年度～令和6年度 6.0兆円 前回要望時の目標値：3.5兆円～5兆円</p> <p>都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 令和6年度までの区域面積割合：11.7% 前回要望時の目標値：12.0%～12.5% <目標に達していない理由> 建築費の高騰や工期延長といった事業環境の悪化により、全般的に事業の進捗が想定よりも遅れているため。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成23年度 創設 平成24年度 拡充（都市再生特別措置法第19条の10第2項により認定があったものとみなされる場合を適用対象に追加。） 平成25年度 適用期限の2年延長 平成27年度 適用期限の2年延長（わがまち特例追加） 平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長 令和5年度 適用期限の3年延長</p>